

1 議案第31号関係

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>附 則 1・2 略</p>	<p>附 則 1・2 略</p> <p><u>(防疫等作業手当の特例)</u></p> <p><u>3 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項において同じ。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4千円）とする。</u></p>

2 議案第32号関係

おいらせ町立児童館条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行																														
<p><u>(利用料金等)</u></p> <p>第11条 <u>児童館の使用料は無料とする。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業利用者は、その利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 利用料金は、別表のとおりとする。</p> <p><u>4</u> 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">開設時間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常利用</td> <td>平日</td> <td>放課後～18：00</td> <td rowspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td>土曜、長期 学校休業日</td> <td>8：00～18：00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長利用</td> <td colspan="2"><u>平日、土曜、長期学校休業日の18：00～18：30</u></td> <td rowspan="2"><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>土曜、長期学校休業日の7：30～8：00</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	開設時間		利用料金	通常利用	平日	放課後～18：00	無料	土曜、長期 学校休業日	8：00～18：00	延長利用	<u>平日、土曜、長期学校休業日の18：00～18：30</u>		<u>200円</u>	<u>土曜、長期学校休業日の7：30～8：00</u>		<p><u>(利用料金)</u></p> <p>第11条 <u>利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 利用料金は、別表のとおりとする。</p> <p><u>3</u> 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">開設時間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常利用</td> <td>平日</td> <td>放課後～18：00</td> <td rowspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td>土曜、長期 学校休業日</td> <td>8：00～18：00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長利用</td> <td colspan="2"><u>平日、土曜、長期学校休業日の18：00～18：30</u></td> <td rowspan="2"><u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	開設時間		利用料金	通常利用	平日	放課後～18：00	無料	土曜、長期 学校休業日	8：00～18：00	延長利用	<u>平日、土曜、長期学校休業日の18：00～18：30</u>		<u>200円</u>
区分	開設時間		利用料金																												
通常利用	平日	放課後～18：00	無料																												
	土曜、長期 学校休業日	8：00～18：00																													
延長利用	<u>平日、土曜、長期学校休業日の18：00～18：30</u>		<u>200円</u>																												
	<u>土曜、長期学校休業日の7：30～8：00</u>																														
区分	開設時間		利用料金																												
通常利用	平日	放課後～18：00	無料																												
	土曜、長期 学校休業日	8：00～18：00																													
延長利用	<u>平日、土曜、長期学校休業日の18：00～18：30</u>		<u>200円</u>																												